

埼玉県総合評価審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県が発注する工事及び工事に係る委託に関し、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、埼玉県総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき埼玉県が行う総合評価方式に関する次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 落札者決定基準（評価の方法や落札者の決定方法）について、意見を述べること。
- (2) 総合評価方式の運用状況等について事務局より報告を受けること。
- (3) 必要に応じ高度な技術等を含む技術提案の評価・審査、その他、必要と認める事項について、意見を述べること。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）と発注者のうちから、知事が選任した委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の内から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときには、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会に、専門の部門に関して意見の聴取等の必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、当該部門における専門の学識経験を有する者を知事が選任する。

(委員等の任期等)

第4条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の任期は2年以内とする。

- 2 委員等は、再任されることができる。
- 3 委員等の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 4 委員のうち、行政分野の者でその職をもって委員となるものは、代理人をたてることができる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、知事が招集し、毎年度開催するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会は原則非公開とする。ただし、委員会が公開する旨を決定した場合は、この限りではない。

(委員の除斥)

第6条 委員等は第2条(3)の事務のうち、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、県土整備部建設管理課に置き、関係部局の協力を得て行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月7日から施行する。
2 当分の間、市町村が総合評価方式によって発注する工事について、小委員会に審議を行わせることができるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
2 当分の間、市町村が総合評価方式によって発注する工事について、小委員会に審議を行わせることができるものとする。
3 当分の間、農林部、企業局が総合評価方式により発注する工事を除く。

附 則

1 この要綱は、平成20年9月11日から施行する。
2 当分の間、市町村が総合評価方式によって発注する工事について、小委員会に審議を行わせることができるものとする。
3 当分の間、農林部、企業局が総合評価方式により発注する工事を除く。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
2 当分の間、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を、小委員会に行なわせることができる。
3 埼玉県企業局が総合評価方式により発注する工事を除く。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月14日から施行する。
2 当分の間、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を、小委員会に行なわせることができる。
3 埼玉県企業局が総合評価方式により発注する工事を除く。

附 則

1 この要綱は、平成22年3月23日から施行する。
2 当分の間、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を、小委員会に行なわせることができる。
3 埼玉県企業局が総合評価方式により発注する工事を除く。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
2 当分の間、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を、小委員会に行なわせることができる。
3 埼玉県企業局、埼玉県下水道局が総合評価方式により発注する工事を除く。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を、小委員会に行なわせることができる。
- 3 埼玉県企業局、埼玉県下水道局が総合評価方式により発注する工事を除く。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等が行う総合評価方式に関する必要な事項の審議を、小委員会に行なわせることができる。
- 3 埼玉県企業局、埼玉県下水道局が総合評価方式により発注する工事及び工事に係る委託を除く。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、市町村等が行う総合評価方式に関する意見の審査を、小委員会に行なわせることができる。
- 3 埼玉県企業局、埼玉県下水道局が総合評価方式により発注する工事及び工事に係る委託を除く。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県企業局、埼玉県下水道局が総合評価方式により発注する工事及び工事に係る委託を除く。